

○福岡大学产学官連携研究機関都市空間情報行動研究所規程

平成23年3月22日

制定

平成23年4月1日施行

(設置)

第1条 本学に、福岡大学产学官連携研究機関都市空間情報行動研究所(以下「研究所」という。)を置く。

(目的)

第2条 研究所は、社会との連携のもとに、都市と空間における情報と人間行動の相互作用に関する理論研究及びその成果に連動した社会的技術開発を行い、魅力ある都市空間の形成と新しい産業の創出に寄与し、もって人類社会の発展に貢献するとともに、本学における产学官連携活動の推進を図り、研究成果の実用化等の促進を目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究及び調査
- (2) 学外機関との共同技術開発、共同製品開発、共同研究
- (3) 受託研究、寄付研究、委託業務の受入れ
- (4) まちづくり事業等への参画、運営、指導、助言
- (5) 研究成果の公表、広報、刊行物の刊行
- (6) 研究会、講演会、公開講座等の開催
- (7) その他目的達成のために必要な事項

(研究所長)

第4条 研究所に、研究所長(以下「所長」という。)を置く。

- 2 所長は、研究所の研究代表者である本学の専任教員をもって充てる。
- 3 所長の任期は、原則として研究所の設置期間とする。
- 4 所長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究員等)

第5条 第3条に掲げる事業を遂行するため、本学の専任教員、研究員、ポスト・ドクター(以下「PD」という。)、リサーチ・アシスタント(以下「RA」という。)、大学院生等をその業務に充てることができる。

- 2 研究員、PD及びRAの受入れ等については、別に定めるところによる。

(研修員)

第6条 研究所に研修員を受け入れることができる。

2 研修員の受け入れ等については、別に定めるところによる。

(小委員会)

第7条 研究所に、福岡大学基盤研究機関及び産学官連携研究機関に関する規程第6条に定める小委員会を置く。

(協議事項)

第8条 小委員会は、研究所に係る次の事項について協議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 研究開発プロジェクトに関すること。
- (3) 学外機関との共同技術開発、共同製品開発、共同研究に関すること。
- (4) 受託研究、寄付研究、委託業務の受け入れに関すること。
- (5) 研究員及び研修員の受け入れに関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) その他研究所の運営に関すること。

(発明等に関する権利)

第9条 研究所が行う事業により創作した発明その他の知的財産に係る権利については、別に定めるところによる。

(経理)

第10条 研究所の経理は、学校法人福岡大学経理規程に基づき行う。

(所管課)

第11条 研究所に関する事務は、産学知財課が処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるものほか、研究所の取扱いに関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 福岡大学都市空間情報行動研究所規程(平成12年10月1日制定)は、廃止する。